

東京衛生管理者協議会 令和4年度第2回研修会開催

東京衛生管理者協議会(会長 吉川智明：イーグル工業株式会社健康推進部)の令和4年度第2回研修会が、令和5年3月3日(金)に会員他85名の参加により開催されました。

今回の研修会は、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、会場となる(公社)東京労働基準協会連合会中央労働基準協会支部4階ホールでのリアル参加(25名)とWEB会議システムによる参加(60名)を併用したハイブリッド形式で行われました。

研修内容は、「最近の労働衛生行政の動向と第14次労働災害防止計画について」、「健康診断のデータが自分を語り始める。それを自己保健や安全配慮につなげる。」の2講演と「どう活かす、健康診断」をテーマとしたグループ討議の構成で開催されました。



開会挨拶(吉川会長)

第1部 「最近の労働衛生行政の動向と第14次労働災害防止計画について」

第1部は、東京労働局労働基準部健康課課長 長澤英次様から、冒頭、労働災害防止計画策定の法的根拠や労働政策審議会安全衛生部会の諮問を受け、策定されるまでの経緯をご説明いただいた後、第14次労働災害防止計画の概要について以下の内容を中心にご説明いただきました。

1. 計画のねらい

本計画の狙いとしては、誰もが安全で健康に働くためには、安全衛生対策について、自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要であるとともに、これらの安全衛生対策は、DX(デジタルトランスフォーメーション)の進展も踏まえ、ウェアラブル端末、VR(バーチャル・リアリティ)やAI等の活用を図る等、就業形態の変化はもとより、価値観の多様化に対応するものでなければならないとのことでした。



長澤健康課長

また、労働者の安全衛生対策は、「費用としての人件費から、資産としての人的投資」への変革の促進が掲げられ、事業者の経営戦略の観点からもその重要性が増しており、こうした中で、労働者の安全衛生対策に積極的に取り組む事業者が社会的に評価される環境を醸成し、安全と健康の確保の更なる促進を図ることが望まれるとのことでした。

更に、とりわけ中小事業者等も含め、事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、どのような働き方においても、労働者の安全と健康が確保されていることを前提として、多様な形態で働く一人一人が潜在力を十分に發揮できる社会を実現しなければならないと認識しました。

2. アウトプット指標とアウトカム指標

今回の労働災害防止計画では、従来の目標とは異なりアウトプット指標とアウトカム指標が採用され、後述する計画の重点事項の取組の成果として、労働者の協力の下、事業者において実施される事項をアウトプット指標として定め、アウトプット指標に定める事項を実施した結果として期待される事項をアウトカム指標として定められたということでした。

上記のアウトカム指標の達成を目指した場合、労働災害全体としては、少なくとも以下のとおりの結果が期待されるということでした。

- 死亡災害については、2022年と比較して2027年までに5%以上減少する。

- 死傷災害については、2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022年と比較して2027年までに減少に転ずる。

3. 第14次労働災害防止計画の重点事項

安全衛生を取り巻く現状と方向性を踏まえ、以下の事項を重点事項とし、重点事項ごとに具体的な取組を推進していく予定です。

- (1)自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- (2)労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- (3)高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- (4)多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- (5)個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- (6)業種別の労働災害防止対策の推進
- (7)労働者の健康確保対策の推進
- (8)化学物質等による健康障害防止対策の推進

今回の受講者の職種を考慮し、特に「(7)労働者の健康確保対策の推進」の一項目である「産業保健活動の推進」について、産業保健スタッフが必要な研修等が受けられるような体制の整備、治療と仕事の両立の円滑な支援等について説明がありました。

第14次労働災害防止計画の他、労働災害の現状や産業保健のあり方に関する検討会の概要などについても、ご説明いただきました。



会場での受講の様子

第2部 「健康診断のデータが自分を語り始める。それを自己保健や安全配慮につなげる。」

第2部は、労働衛生コンサルタント事務所産業医房元気げんきの永島昭司先生から、健康診断結果から得られる各種データの活用方法やそのデータを利用した自己保健やハイリスクアプローチの具体的な事例について、ご説明いただきました。

健康診断は、早期発見・早期治療により重症化を防止するために実施されますが、健診データの活用でめざすことは、健康安全配慮・労災防止の観点からリスクへの早期対処、人的資源の観点からアブセンティイズム・プレゼンティイズムへの対応に繋げること、また個人や企業組織の元気・活力に寄与とともに、産業保健スタッフにとっては、従業員とのコミュニケーションをとる絶好の機会となるとのことでした。

法定健康診断結果の事後措置としてのアプローチは、リスクレベルを4段階に分け、リスクレベル3(大きなリスク)に対しては自主的な解決に加え安全健康配慮を行うこと、リスクレベル4(容認できないリスク)に対しては最優先に安全健康配慮を行う必要があるとのことでした。

安全健康配慮義務の遂行責任は事業所(管理監督者)にあることから、安全健康配慮者の情報を管理監督者と共有し受診の配慮と確認等を遂行することが必要となります。その反面、自己保健も重要であり、具体的な事例としてメタボ改善での成功体験から自己効力感を呼び覚まし、メンタルヘルスケアに寄与し、ひいては生産性の向上に寄与する可能性もあることが紹介されました。さらに健診データの変化に着目することで、従業員が自己解決に向けた行動変容のきっかけとなる可能性が高くなるとのことでした。

また、自他覚症状調査など非数値データを活用することも重要であり、健診実施に自他覚症状を重視し、判定に自他覚症状を確認させる手段を講じ、事後措置に自他覚症状を反映させる手段を講じるなどして、普段から自他覚症状を訴えやすい、引き出しやすい環境や風土を醸成することが重要であるとの説明がありま



永島先生

した。

最後に、組織にフィードバックして施策に繋げるため、健診結果を組織で集計解析し、作業環境や作業管理の問題を確認することは意義深いとのご説明がありました。

全体をとおして、永島先生が、産業保健スタッフが組織の長や従業員とコミュニケーションをとることで、リスクの早期発見に繋がるとともに、従業員が自己解決に取り組む姿勢に波及することに期待していることを感じました。

第3部 グループ討議

第3部では、会場参加者のみが4グループに分かれ、「どう活かす、健康診断」をテーマにグループ討議を行いました。グループ討議では、以下のような発言があり、第2部でご講演いただいた永島先生からもコメントをいただくなど、活発な討議が行われました。

- ・個人の意識改革が大切、個人のデータベースで経年変化を見ていきたい。
- ・それぞれの事業所で衛生管理体制の違いがあるが、出来るところから対応していく。
- ・産業医が月1回、就業の可否はできているが、予防という観点では難しい。
- ・従業員とのコミュニケーションをとるためにも全員へのアプローチが重要と考えるが、マンパワー的に難しい。
- ・行動変容が結果(特にBMIの改善)に繋がらない。
- ・二次検査を受けてくれない、自己保健まで意識があがらない。他

永島先生からは、地域のかかりつけ医との連携や衛生管理者が産業医をどう活用するかが重要なアドバイスをいただきました。

コロナ禍の中、久しぶりのグループ討議となりましたが、フェイストゥフェイスの議論が如何に重要なか痛感し、次回はさらに多くの方々にリアル開催に参加していただき、活発なグループ討議を行いたいと感じました。



会場でのグループ討議の様子

次回は、9月5日(火)に今回同様ハイブリッド形式の開催を予定しておりますので、是非多くの方に参加いただければと存じます。

入会等の問合せ先

公益社団法人東京労働基準協会連合会 東京衛生管理者協議会 事務局

E-mail: tokyoeiseikanrishakkyougikai@toukiren.or.jp